平成２５年（フ）第５８５号
札幌市東区北26条東１丁目２番22号　レジデンスごとう101号
破産者　吉川　博美
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２６号
札幌市北区あいの里１条３丁目19番25号
破産者　奥村　貴理
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２号
岩手県二戸郡一戸町女鹿字女鹿舘89番地12
破産者　高山　国夫
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２５年（フ）第４２号
岩手県一関市花泉町日形字中通346番地２
破産者　安部　　泉
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第５６号
茨城県行方市麻生3323番地21
破産者　齊藤ヤス子
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第５３８号
川崎市川崎区小田５丁目16番１―205号
破産者　高村　禎佑
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
静岡市清水区石川２－１、住民票上の住所静岡市清水区梅ヶ谷222番地の６
破産者　石垣　隆好
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８２号
静岡市葵区大岩４丁目22番14号101号
破産者　青柳　義胤
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０７７号
愛知県春日井市中央台３丁目１番地２　中央台団地第204号棟第304号室
破産者　川井田勇次
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５０号
名古屋市緑区桃山２丁目109番地　フレックスビル桃山101号、開始決定時の住所名古屋市守山区大字下志段味字東新田1341番地の１バロンドールⅡ―201号
破産者　佐藤　哲也
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５１６号
愛知県知多市梅が丘２丁目20番地　パークハイツＡ201
破産者　加藤　人士
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６２８号
静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1039番地　メゾン椿102
破産者　加藤　　崇
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９２１号
愛知県知多郡阿久比町大字宮津字新海山140番地１　グリーンハイツ竹内202号
破産者　遠藤　賢治
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９４号
名古屋市港区浜１丁目２番23号　グリーンハウスⅡ―602号
破産者　横井　慶雄
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５２７号
大阪府泉大津市池浦町３丁目１番17号
破産者　伊東　和一
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８６５号
神戸市中央区元町通７丁目１―17　神戸博愛病院内、住民票上の住所神戸市東灘区北青木２丁目９番５―107号
破産者　三原　三男
成年後見人　三原美代子
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７９号
兵庫県姫路市船津町5253番地２　市営瑞岡住宅１棟1202号
破産者　井川　真樹
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６５７号
熊本市東区戸島西１丁目19番30号
破産者　野田康一郎
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６号
沖縄県石垣市字登野城266番地、前住所沖縄県石垣市字石垣524番地83
破産者　金城　光男
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部